

意見書案第3号

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と
施策拡充に係る意見書について

地方自治法第99条の規定による意見書を室戸市議会会議規則第14条により提出します。

平成26年10月3日 提出

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 室戸市議会議員 | 濱口 太作 |
| 賛成者 | 〃 | 林 竹松 |
| 〃 | 〃 | 小椋 利廣 |
| 〃 | 〃 | 柳原 只雄 |
| 〃 | 〃 | 米澤 善吾 |
| 〃 | 〃 | 上野 祥司 |
| 〃 | 〃 | 亀井 賢夫 |
| 〃 | 〃 | 堺 喜久美 |
| 〃 | 〃 | 久保 八太雄 |
| 〃 | 〃 | 山本 賢誓 |
| 〃 | 〃 | 脇本 健樹 |
| 〃 | 〃 | 町田 又一 |

室戸市議会議長 山下 浩平 様

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と 施策拡充に係る意見書

山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に、昭和40年に山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振興法」が制定され、国の政策支援が行われてきた。

山村地域は、国土・自然環境の保全、水源かん養、地球温暖化防止等、多面的・公益的な役割を果たしている。

しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下などの課題を抱え、依然として厳しい状況にある。

そのような中で、山村振興法の期限が平成27年3月末に到来することから、山村地域の振興、地域林業の確立、就業機会の拡大と雇用確保及び若者定住等の施策拡充に向け、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 「山村振興法」を延長し、「森林・林業基本法」による施策の展開（第2条多面的機能の発揮、第15条定住の促進、第17条都市と山村の交流）を踏まえた都市と山村の較差是正を主眼に置いた対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じること。
また、山村振興法第3条（山村振興の目標）に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と雇用確保、若者定住に向けた条件整備を明確に位置付け、対策を講じること。
2. 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出及び「固定価格買取制度」に係る原木の買取価格保証等の制度化を図ること。
3. 地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び、振興山村市町村への林務担当職員の配置に向けた国の支援措置を講じること。

4. 林業事業体従事者（若年者）への定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化及び住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

室 戸 市 議 会

| | | | |
|--------|----|----|---|
| 衆議院議長 | 伊吹 | 文明 | 殿 |
| 参議院議長 | 山崎 | 正昭 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍 | 晋三 | 殿 |
| 財務大臣 | 麻生 | 太郎 | 殿 |
| 農林水産大臣 | 西川 | 公也 | 殿 |
| 環境大臣 | 望月 | 義夫 | 殿 |
| 総務大臣 | 高市 | 早苗 | 殿 |
| 国土交通大臣 | 太田 | 昭宏 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 下村 | 博文 | 殿 |
| 厚生労働大臣 | 塩崎 | 恭久 | 殿 |
| 経済産業大臣 | 小淵 | 優子 | 殿 |
| 林野庁長官 | 今井 | 敏 | 殿 |